

報告第2号

コミュニティ交通(名塩地区)の協議運賃について

○添付資料

資料1 道路運送法の改正による協議運賃の協議方法の見直しについて

資料2 コミュニティ交通(名塩地区)の協議運賃

道路運送法の改正による協議運賃の協議方法の見直しについて

<道路運送法の改正（令和5年10月1日施行）>

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、運賃協議会において協議を行う必要があり、独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要がある。
- ・協議にあたっては、あらかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない（例：パブコメ、市政広報誌、自治会への説明会、業界団体を通じた事業者説明）。

■法改正前（～9/30）

- ・「地域公共交通会議又は（活性化）協議会」において協議を調べ、国土交通大臣に届出

道路運送法 9条4項（概要）

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2（概要）

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。



■法改正後（10/1～）

- ・あらかじめ、住民・利用者・利害関係者の意見を反映するための措置を実施
- ・新たな「協議会」において協議を調べ、国土交通大臣に届出

道路運送法 9条4項（概要）

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

道路運送法 9条5項（概要）

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。

コミュニティ交通（名塩地区）の協議運賃

運賃

A	B	ルート	名塩山荘・光陽台 名塩ガーデン・名塩平成台
大人 (中学生以上)	小学生	小学生	
300円	200円	無料	

C	D	ルート	C3赤坂公園前～C13阪急赤坂峠バス停 C1・C14JR西宮名塩駅
大人 (中学生以上)	小学生	小学生	
400円	200円	無料	

C	D	ルート	C6美山国見公園東側～ C12美山国見公園西側 C13阪急赤坂峠バス停
大人 (中学生以上)	小学生	小学生	
300円	200円	無料	

C	ルート	名塩緑ヶ丘/C3・C4・C5～ C2・C13阪急バス赤坂峠バス停
大人 (中学生以上)	小学生	小学生
200円	100円	無料

名塩・生野高原 ふれあいバス 運行系統図

